

## 第2回匝瑳市子ども・子育て会議 会議概要

●日時：平成26年9月26日（金） 午後1時30分～3時30分

●場所：匝瑳市役所 議会棟2階 第3委員会室

### 1 会議次第

---

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
  - ア 教育・保育提供区域の設定について
  - イ 量の見込みと確保方策について
  - ウ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について
  - エ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について
  - オ その他
- (4) 閉会

### 2 出席者

---

(委員)

齋藤 光雄、石崎 夏江、土屋 聡子、栗栖 幸恵、大木 孝夫、  
北村 卓、平山 秀夫、熱田 寛明、石川 浩之

(市)

事務局（福祉課） 平山 弘、菊間 和彦、中川 雅俊  
（株）グリーンエコ 児玉 健

### 3 議事概要

---

#### 【事務局】

本日は、御多望のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第2回匝瑳市子ども・子育て会議を開催します。本日の会議につきましても、お手元の会議次第により進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、最初に齋藤会長から御挨拶をお願いしたいと存じます。

**【齋藤会長】**

本日は、第2回匝瑳市子ども・子育て会議ということでお集まりいただきましてありがとうございます。

今回は、事前に頂いた資料にもございますけれども、支援事業計画の策定に当たっての重要な内容が含まれておりますので、第1回の会議同様、それぞれの立場から、積極的な御意見をたくさん出していただきたいと思います。出していただいた意見は、極力計画の中へ反映していただけるということですので、どうかよろしくをお願いします。

**【事務局】**

ありがとうございました。

第1回の会議の際に、御欠席をされました委員さんがいらっしゃいますので、恐縮では存じますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。

(委員自己紹介)

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは議事に移りたいと存じます。議事の進行につきましては、匝瑳市子ども・子育て会議条例の規定により、齋藤会長をお願いをしたいと存じます。

**【議長】**

それでは、匝瑳市子ども・子育て会議条例の規定により、本日は過半数の委員の出席があり、会議が成立しておりますので、進めさせていただきます。

最初に（1）教育・保育提供区域の設定について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

教育・保育提供区域の設定について説明させていただきます。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法で決められていまして、市町村が地理的条件、人口、交通事情、その他の社会条件、教育・保育を提供するための整備の状況等を総合的に勘案し定める区域のことで、簡単にいうと、匝瑳市をどういう区域ごとに分けて、教育・保育のサービスを提供していくかということです。

例えば、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の情勢によって、歩行者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定することが挙げられます。また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本です。認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに設定することができます。匝瑳市として教育・保育を、どういう区域の設定で分けていけばいいのかというところを御判断いただければと思います。

匝瑳市の中で区域を分けた場合、区域内の児童数や施設数は適切な規模か、大きすぎず小さすぎず、ちょうどいいものであるかどうか。区域ごとに事業量の見込みの算出が可能か。区域ごとに、不足分の確保策を打ち出せるか。足りないところに関しては、区域ごとに確保がきちんとできるかどうか、事業の利用実態を反映しているか、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能か、設定した区域内で事業の確保が可能か、市の考え方とマッチしているか、実情を踏まえて合致しているかどうかというところが判断基準になります。

次に教育・保育提供区域の運用イメージということなんですけれども、区域ごとに量の見込みと、その見込みに対してどのように確保量があるかということを示しまして、取り組んでいくという形になります。

匝瑳市で区域設定をされる場合に想定されるものとしては、3種類を挙げました。1つ目に小学校区、2つ目として中学校区、3つ目として全市1区域という3つのパターンです。

それぞれ、メリット、デメリットがあり、区域の数が多くなるか、少なくなるかということになってくると思いますが、まず、区域が細かく設定されるということでは、きめ細かいニーズが見られる上で、小学校区と考えられると、子育て世代には、なじみやすいのではないかということところです。

ただ、デメリットとしては、本当に細かくわけているというところで、供給体制の整わない区域が発生してしまう恐れがあります。あと、足りないところでの調整というのが複数あるというところでは、非常に調整が難しいということで、偏った供給ということになるということ、また、市として必要以上に整備をしなければならない必要性が生じるということで、非効率になってしまう恐れがあります。

次に、匝瑳市を1区域とした場合のメリット、デメリットは、需給調整の柔軟性が高く、利用調整が安易で、市全体として見ますので、施設が足りない所では他地区の供給でカバーでき、市全体の中で柔軟に対応しやすいというところが挙げられると思います。

デメリットとしては、大まかにしか需要の検証ができないということで、細かい地域性がなかなか考慮しづらいということもあるのかなと思います。

市内のどこかに空きはあるが、居住地から離れすぎているという恐れが出てしまうということもあります。また、実際の利用範囲と需給の状況とでミスマッチを起こしやすいということが想定されます。

中学校区は、小学校区と全市1区域の折衷案みたいな形ですが、地域によっては小学校区と似たような状況になってしまう恐れがあるのかなということで、ニーズの地域性を反映した利用調整のバランスはとりやすいんですけども、それでも供給体制がニーズ量と伴わない可能性があります。

したがって、匝瑳市の可能性としては、待機児童がないということから、現在の供給体制でも今後の需要調整に柔軟に対応できると考えられますので、匝瑳市を1区域として設定したほうがよいものと考えられます。

#### 【事務局】

補足させていただきます。繰り返しの説明となってしまいますが、前回に引き続き、教育・保育提供区域の設定について、案として示させていただきました。皆様からの意見を頂きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、匝瑳市の案として3パターン用意させていただきました。

1つ目は、小学校区単位ということで12区域、2つ目は、中学校区で3区域、3つ目としましては、全市を1区域とするパターンです。12区域又は3区域に区分して子育て支援を行っていきますと、必要以上にお金をかけて施設等を整備しなければならないというデメリットもありますので、できれば、匝瑳市を1つの区域としまして、子ども・子育て支援を行っていきたいと考えているところでございます。

1区域に設定したとしましても、匝瑳市で保育所を1か所しか整備できないというものではなく、複数整備してもよいということになっております。

ただ、例えば12区域で細々とした設定にしてしまいますと、12区域にそれぞれ1つずつ整備をしていかなければならないという、そういうデメリットがありますので、今回、匝瑳市を大きく1区域としまして、より柔軟な対応をしていったほうがよいのかなということで、匝瑳市の案とさせていただきました。

#### 【議長】

事務局の説明を頂きましたけれども、匝瑳市案ということで、提示を頂きました。説明の中にも区域の話がありましたけれども、全体を1つにしても、それぞれの中学校区、小学校区をもとに事業を実施することができるというようなことですので、そういったことも含めて御意見を頂けたらと思います。

**【委員】**

保育園とか、幼稚園とかには、各小学校区に限らず、よその学区から児童が結構いますよね。どこの保育園でも、どこの幼稚園でも、その学区内からも結構通っていると思います。そういうことを考慮すると、学区ごとに設定する必要はないのかなと思います。

**【委員】**

そうですね。例えば、匝瑳地区から八日市場小学校に通っているし、豊栄地区から八日市場小学校へ登校しているなどの実例もありますので、それほど区域設定を細かくしなくてもよいのかなと思います。

また、保育所では、市外からも来ていますよね。

**【議長】**

ありがとうございました。保育所は、学区などの縛りが無いということですか。

**【事務局】**

はい。

**【議長】**

働いている保護者にとっては、職場の近くに子どもを預けて仕事が終わったら、とにかく早く迎えに行き、あげられるので、居住地よりも職場に近い場所に預けるというような、そういう方もいらっしゃると思います。

**【委員】**

私どもの私立幼稚園では、区域はどちらの方でも受け入れるというような形で運営しています。子どもが少ないですから、どこの地区からでも受けていれています。このため、1区域としても特に支障はないです。

**【議長】**

児童数を考えたとき、ことさらに区域分けすると実用性がないのかなと思います。細かくするよりも、全市1区域ということで、よろしいでしょうか。

**【委員】**

はい。

**【議長】**

それでは、続いて、ただ今のことにも関連はしてきますけれども、議事の(2)量の見込みと確保方策について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは説明させていただきます。「量の見込みと確保方策について」という資料を御覧いただければと思います。

そもそも量の見込みとは何かということですが、各年度の特定教育、保育施設に係る、必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定数、その他の教育・保育の量ということで、教育・保育サービスの利用見込み量を推計したものです。

基本指針に書いているとおり、現在の利用状況プラス利用規模を踏まえて数量を出していきなさいということになっています。その下の矢印のところがお示しする量の見込みになります。大きく2つに分かれていまして、幼児期の学校教育・保育ということで、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の各年の見込みです。

次に、地域子ども・子育て支援事業ということで、利用者支援、地域子育て支援事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業などのサービスの量を出していくということになります。これが、すなわちニーズ量になりますので、確保方策というのは、そのニーズ量を確保するための事業ということになります。

次に、地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設に加えて、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業を市町村による認可事業として、利用者が選択できる仕組みにすることとしています。

また、利用者支援事業として、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ、相談、助言などを行うとともに、関係機関との連携、調整を実施する事業があります。

次に、保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業があります。

また、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業であり、地域子ども・子育て支援事業の中の新規事業ということにな

っております。

次は、量の見込みの算出方法について、簡単にまとめさせていただきました。

基本的に、現在の利用状況プラス利用希望というところですので、利用希望の割合を出していくというところから始まります。

最初に、平成27年から31年の0歳から11歳の人口推計をさせていただきました。その方法としましては、国勢調査の統計で用いられるコーホート変化率法という、1歳児が2歳に上がる時に、何人変化しているのかという割合を使う形で人口の推計をさせていただいております。

次にアンケートの集計です。集計結果から家族類型というものの割合を出します。その家族類型は、保護者の就労状況を8つのタイプに分けて、教育・保育の事業を振り分けていくということになります。

次に、教育・保育の利用状況です。現在利用しているサービスと、今後利用したいサービスの割合を出しております。

それを踏まえた上で、それぞれを対象者に分けた形で利用意向の割合を掛けたのが量の見込みということで、それぞれの教育・保育のサービスの量の見込みを算出しました。

子ども・子育て支援法では、良質かつ適切な教育及び保育、その他の子ども・子育て支援が、総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保するというので、各年度の教育・保育の必要量の確保内容を明記した上で、確保内容の不足分が出た場合は、計画期間中に不足分を解消する整備又は施策をしていかなければならないということになります。

今回、匝瑳市の0歳から11歳の人口推計を算出しました。平成27年度から31年度まで並んでいますが、全体的に緩やかな減少傾向となっております。

1号認定は、フルタイム、パートタイムの共働き家庭と専業主婦家庭、両親ともパートタイム、両親とも無業の家庭の3歳児から5歳児に対してのものになります。1号認定の子どもは現状で131人である一方、提供可能量は500人で、平成27年度以降5年間においても確保できる見込みです。

次に2号認定は、3歳児から5歳児の保育の必要性がある子どもに対してのものです。1人親家族、母子又は父子家庭と、両親共働きなどの3歳児から5歳児が対象になっております。現状597人に対して提供可能量が580人で、平成27年度以降5年間は、いずれも確保できる見込みです。

次に3号認定です。2号認定と家庭の状況が同じで、対象年齢が0歳児から2歳児となります。現状307人に対して提供可能量が320人で、平成27年度以降5年間においても確保できる見込みです。

次に放課後児童健全育成事業です。低学年と高学年を分けております。子ども・子育て支援新制度では、法律上、小学4年生以上でも受け入れることがで

きることとなります。

現状では、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の定員数の合計で全学年合わせて580人という枠の中で行っております。

低学年は、現状で437人に対し、提供可能量442人であり、平成27年度以降5年間についても確保ができる見込みです。

ただし、高学年は現状で146人、提供可能量138人となっており、平成27年度以降5年間において120人分位の不足が見込まれます。これについては、今後、確保策を検討しなければならないこととなります。

次に地域子育て支援拠点事業です。つどいの広場の利用の量の見込みについて、現状4,475人回（延べ人数）の実績があります。それを踏まえた上で今後、平成27年度から31年度は、現状よりも若干利用見込みが現状の傾向にあり、確保できる見込みとなっております。

次に妊婦健康診査です。現状3,046人回で、平成27年度以降5年間についても確保できる見込みです。

次に、乳児家庭全戸訪問事業です。現状256人、提供可能量261人で、平成27年度以降5年間についても確保できる見込みです。

以上が、現状で算出できている事業であり、次のページ以降は、量の見込み検証中及び確保方策検討中の事業となります。

いわゆる、時間外保育事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）、一時預かり、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）、利用者支援（子育て支援センター）、養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童などの支援に資する事業については、検証及び検討中です。

## 【事務局】

ただいまの説明の補足をさせていただきます。量の見込みは、アンケート調査を検証しまして算出した数字です。例えば、保育等の希望がどれだけあるのかというのが量の見込みの算出であり、この量の見込みに対してどのように確保していくのかというのが確保策の検討です。

これから、子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。また、その案としては、この段階では示しておりません。次回以降の会議で計画のたたき台としての案を示させていただきたいと思っております。今回、量の見込みと確保方策につきましては、計画案に先だって、検討なさいということで国や県から指示されておりますので、先に、このような表だけのものを用意させていただきました。

これが、最終的に事業計画の中の一部として盛り込んでいく形となります。



現段階では文章等がなくてちょっとわかりづらいかもしれませんが、その表の部分、量の見込みと確保方策の表の部分だけを今回示させていただきました。アンケート結果から算出した量の見込みが、これだけあるのに対して、市における今後の確保方策は、こういった形でいきますということについて、御意見を賜ればと思います。

量の見込みに対して、提供可能量が十分足りているということであれば問題ないのですが、特に、例えば先ほどの説明にもありましたように、ニーズ量のほうが多くて、提供できる数のほうが少ないといったものについて、どうしていったらよいのかということについて、意見等を賜ればと思います。

**【議長】**

アンケートによって、ニーズ量ということが出されているということですので、それに対するサービス提供、特に、高学年における放課後児童クラブと放課後子ども教室といったところで、数が足らなくなって、施設が追いつかないということだと思えるのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。他の事業は、ほとんど充足しているというような形になっているのですけれども、いかがでしょうか。

**【委員】**

放課後児童クラブについては、新たに6年生まで拡大されることによって、こういう形になっていると思うんですね。だとすると、2つ考えられて、1つは、学校内の空き教室を充てていくという方法があると思います。もう1つは、新たな施設を学校の敷地内か、若しくは、敷地の外に、例えば椿海小学校であれば椿海コミュニティーセンターを児童クラブの施設として利用していますけれども、そのような形で、確保していかなければ、希望する児童全てを受け入れるということは不可能です。

しかし、各学校にもそれぞれの事情があると思います。例えば、子どもが減っているとは言え、空き教室が十分確保できるかということ、十分ではないという所もあると思いますので、なかなか難しいのではないかと考えられます。

**【議長】**

指導員の確保の問題も関連してくると思います。

**【委員】**

また別の話ですが、0歳児から2歳、3歳から5歳になっていますけれども、これを0歳、1歳、2歳と、細かくはできないんですか。

**【事務局】**

できます。

**【委員】**

そうしてもらったほうが、よいのかなと思います。保育のほうも、0歳児を受け入れる所と、受け入れていない所も出てきていると思うので、全部の保育所で0歳児を受け入れていないんですよね。だから、そういう事情もあると思うので、特に0歳児から2歳児を受け入れている所が幾つぐらいあるのかというのも、欲しい情報だと思います。

**【委員】**

放課後児童健全育成事業についてですが、例えば、平成27年度では高学年で125人の児童が入れないということになっていますが、これを全部、受け入れていくという方向でお考えになっているのでしょうか。

**【事務局】**

これだけの不足が出ているということについては、それを基本的には、放置することは、市としてはできないと、制度上もできないと考えております。したがって、このマイナス、不足分125人につきましては、空きスペースを利用するとか、あるいは、ほかの施設を利用するなどして、現在の定員を拡充して、これが1か所だけで、125人ではなくて、匝瑳市全体で125人ということですので、数人だけ不足しているという施設もあれば、充足している施設もあります。そのようなところを精査しまして、足りない所には、定員拡充できるような環境を作っていかなければならないと思います。

今後、教育委員会とも検討してまいりたいと考えております。

**【委員】**

全市を1区域という考え方でいくと、違う学校の施設へ行っ、空いている所へ送り出すという、そういう形もとれるということでしょう。

**【事務局】**

そうです。

**【委員】**

そういうことも視野に検討していかなければならないのではないかと。

**【事務局】**

確かにそういった場合は、全てに施設を整備するというのではなく、どこかの施設を活用するというようなことも方策として考えていかなければと思います。

**【議長】**

一般的には自分の住まいの近くの所を希望したいのが心情だと思います。そうすると、地域ごとに意向を調べてみないと難しいと思います。

**【委員】**

私は小学生の子どもがいないので、就業時間、働いていないので、こういうところを利用するということを考えていなかったもので、どういう場所でこのような事業を実施しているのかわかりません。

**【委員】**

放課後児童クラブの高学年の利用の現状が 146 人ですよね。提供可能が現状で 138 人で、現在、児童数が減少傾向になっているのに、平成 27 年度になって利用見込みが 263 人と、なぜ倍近くになってくるのでしょうか。見込みの数字が 100 人分間違っているのではないか。263 人ではなく 163 人の間違いではないか。以降 160 人、162 人、165 人、158 人ということではないのか。

**【事務局】**

各委員さんから意見を頂戴しまして、特に、放課後児童健全育成事業につきましては、法律上、来年度から 6 年生まで預け入れられるということになりました。それに伴ってアンケート調査をしまして、はじき出した数字で、これだけの不足が出ているということを受け止めまして、今後、なるべく早い時期に、これだけの数字についてどうしていくのか、拡充のあり方について検討させていただきたいと思います。

**【議長】**

この資料を見ていて、発達障害と思われる子どもたちの放課後に預かれる施設や事業についてもこれからは考えていかなければならないと思います。これについて、計画に盛り込んでいければよいと思います。

それでは、続いて、議事の（3）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、事務局から説明をお願いします。

## 【事務局】

匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の背景については、平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども子育て支援新制度が創設されました。新制度では国の基準を踏まえ、市町村が特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営について条例で基準を定めることと規定されました。

その新制度の施行は来年度、平成27年度からとなることから、今年度中の平成26年度中に条例、いわゆる、匝瑳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する必要があります。

条例制定の趣旨と目的は、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、基準を定めるものであり、その基準は、上質かつ、適切な内容及び水準の特定教育・保育、又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、その特定教育・保育及び特定地域型保育事業者に、この事業を行うものは、その基準を守っていく必要があります。

その基準につきましては、国の基準に従う、若しくは参酌しなくてはならないということになっております。従うべき基準というのは、市町村が条例を定める上で、必ず適合しなければならない基準で、これを下回る内容を市の基準とすることはできないということです。

ただ、地域の実情に応じて、これを上回る内容を定めることは許されるというものです。

また、参酌すべき基準については、従うべき基準よりは緩やかになり、市町村が条例を定める上で参考にすべき基準で、十分に検討した結果であれば地域の実情に応じて、これと異なる内容としてもよいというものです。

匝瑳市の基準につきましては、一部を除き、国の基準どおりとしております。これは、匝瑳市におきましては、国が定めた基準と特別異なる地域性ですとか、特性はないというようなことで判断し、ほぼ国の基準を市の基準とさせていただいております。

その一例としまして、特定教育・保育施設は、いわゆる認定こども園ですとか、保育所、幼稚園のことを、制度上、特定教育・保育施設としており、その利用定員については、認定こども園・保育所の利用定員は20人以上とするとあります。ただし幼稚園は、特に定めはないということです。これが国の基準でありまして、匝瑳市としても、この基準を当てはめております。

それから、応諾義務は、保育所ですとかに、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないというものです。これも国の基準をそのまま市の基準として取り入れております。正当な理由がなければ保

護者からの申し込みを拒んではならないというものです。

施設事業者は、保護者から正式な利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされており、正当な理由については、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申し込みがあった場合、その他、特別な事情がある場合などがそれに当たります。特別な事情につきましては、現在、国で検討中ということです。そのようなことを正当な理由と位置づけているということです。

次に、選考は、国の基準としましては、利用定員を上回る申し込みがあった場合は、以下のとおり選考しなければならないとあります。1号認定子どもは、保育の必要な3歳以上の教育を受けるという子どもです。いわゆる幼稚園に通う子どもです。その1号認定子どもは、抽選先着順、設置者の理念、基本方針等に基づく公正な方法により選考するというものです。

2号認定と3号認定の子どもは、保育の必要がある子どもであり、保育の必要の程度、家族の状況を勘案し、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるように選考するというものです。これについても国の基準を市の基準としております。以降、そのような形で、ほぼ、国の基準を同様に市の基準としております。

次に、保育所や幼稚園のほか、保育士の自宅において保育を行う事業である家庭的保育事業や、保育所よりも更に小さい規模で保育を行う小規模保育事業、これは、定員が19人以下の小さい、ミニ保育所というような形の保育事業です。それから、事業所内保育事業は、企業内のスペースを利用し、従業員の子どもや地域の子どもに対して保育を行う事業のことです。

そのような特定地域保育事業を行う者は、認定こども園ですとか、幼稚園、保育所といった施設を連携施設として確保しなければならない、契約を結ばなければならないということになります。

「ただし、本市は、離島等により、連携施設の確保が著しく困難な地域ではないため、連携施設確保の例外規定は削除する。」とあります。これは本来ですと、家庭的保育事業とか、そういった保育を行う人は、保育所ですとか、幼稚園ですとか、そういったところと契約を結んで、連携施設として協力を求めなければならないということになっています。例えば現在、地域型保育事業というのは、原則3歳未満のお子さんを預かる場所であり、その3歳未満のお子さんが3歳以上になった場合に、その保育所とか、幼稚園とかに引き継ぐこととなりますので、基本的には、連携施設を確保しなければならないというような定めがあります。

ただし、離島とか僻地の場合は、連携施設の確保が難しいという状況もあります。連携しようにも、その相手がない、施設がないというような地域もあ

ります。こういった市町村については、連携施設の確保はしなくてもいいという規定があるんですけれども、本市では、そのような離島とか、僻地とかではありませんので、このような連携施設は確保しなくてもよいという例外規定は削除させていただいております。

このようなことで、一部、国の基準と違うところがありますけれども、全体的に、ほぼ、国の基準と同様な形を匝瑳市の基準とさせていただいております。

**【議長】**

事務局からの説明が終わりました。御意見や御質問等がありましたらお願いします。

**【委員】**

今度、新しく認定制度になるということで、1、2、3号認定というものが生じてくると思うんですけれども、それは厳密に決まってるのですか。時間できっちり決まるわけですね。その時間に微妙な人など、どっちでも入れるような感じになった場合には、その辺の判断というのは、どういうふうになるんですか。就業時間で決まるんですよね。

**【事務局】**

保護者の就業時間によって、原則、8時間まで預かる短時間保育と11時間まで預かる標準保育に区分されます。それは、保護者から提出していただく保育の必要性の認定申請書によって、その区分が判断されるようになります。

**【委員】**

就労証明みたいなものがあるんでしょう。

**【事務局】**

そうですね、それで判断するということです。

**【委員】**

それは、福祉課でこの人はこっちだという振り分けをするということですか。

**【事務局】**

そうですね。その振り分けをさせていただきまして、今まではなかったんですけれども、入所決定通知書を交付する前段階で保育の必要性の認定証というものを交付します。

**【議長】**

どうですか、預ける立場として、今の説明がありましたけれどもよろしいでしょうか。また、これを見ていただいて、膨大な量の内容があるということで、また保育園などに聞いていただくということでよろしいでしょうか。

もう1つ残っていますので、同じような内容で家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

匝瑳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、説明させていただきます。家庭的保育事業等は、自分の自宅に子どもを預かって保育する家庭的保育事業、保育所よりも小さい規模で19人以下子どもを預かって保育を行う小規模保育事業、企業内に保育施設を設けて保育を行う事業所内保育事業、保育が必要な家庭に保育士が訪問して保育を行う居宅訪問型保育事業をまとめて家庭的保育事業等としており、それらの設備及び運営に関する基準を市が定めることになっておりますので、平成26年度中にこの基準を条例として定める必要があります。

この背景と条例の趣旨、目的は先ほどと同様なので割愛させていただきます。

また、従うべき基準及び参酌すべき基準についても同様です。

3ページ以降、最終の10ページまで匝瑳市の基準を掲載しております。考え方としまして、匝瑳市の基準案については、一部を除いて国の基準どおりとしております。その一例について説明させていただきますけれども、まず家庭的保育事業は、保育士の居宅、自分の自宅で他の子どもさんを預かって保育をするというような事業です。それについての設備と運営の基準です。職員、いわゆる家庭的保育者は、市長が行う研修等を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者でなければならないということです。それから、家庭的保育補助者をつけることができます。これについては、市長が行う研修等を終了した者でなければならないという基準です。これは国と同じにさせていただきます。それから職員数が、家庭的保育者1人につき乳幼児は3人までとするという基準です。ただし補助者を置く場合は1人につき5人まで見られますという基準です。これも国と同様です。

それから設備と面積は、保育を行う専用の部屋は最低でも9.9平方メートル以上、つまり3坪以上なければならないということです。ただ、3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3平方メートルを加えた面積が必要となってきます。1人につき1坪ずつ増えていく面積がなければなりませんという基準です。

次に屋外遊技場についてですが、これは保育所とか幼稚園に例えますと園庭

の部分です。

家庭的保育事業を行う者の自宅の同一敷地内に遊戯等を行う適当な広さの庭がなければならないということで、これは2歳以上の数で計算して2歳以上1人につき3.3平方メートル以上、1坪以上の土地がなければならないということですが、敷地がなかったとしても自宅の近くに、これに代わる土地があればよいということになっております。これも国の基準と同様とさせていただきます。

それから給食についてですが、基本的には自園調理ということになっていません。自宅で調理しなければならないということになります。ただし例外がありまして、調理業務を全部委託することが可能です。連携施設として、保育所と連携を行った場合は、その保育所に給食を作ってもらって搬入してもらうということが可能ということです。

現在、匝瑳市では行われていないですが、保育ママとして自分の自宅で子どもを預かって保育を行っている事業があり、弁当を持参しているという実態があります。そういう実態があるので、この制度が始まって5年間は、それを認めてあげましょうという経過措置があります。ですから、5年間は給食を提供しないで、保護者に弁当を持参させてもよいということです。ただ制度が始まって平成27年度以降、5年間、つまり平成32年度には、弁当持参ということにはいかななくなり、基本的には自宅で給食を提供しなければならなくなります。ただ、先ほども言いましたように、連携施設がある場合は、そこから給食を搬入してもらうという形も認められます。この基準も国の基準どおりということです。

一部、国の基準と違うところとして、本市は離島等により給食搬入施設の確保が著しく困難な地域ではないため、給食搬入施設のうち小中学校共同調理場については削除することにしております。小中学校共同調理場とは、いわゆる学校給食センターのことを指しています。離島とか僻地等では給食搬入施設の確保が著しく困難な地域もあると思います。そのような地域の場合は、学校給食センターについても搬入施設とすることができるとされております。離島とか僻地の場合は、学校給食センターも連携施設、搬入施設として、そこからも搬入してもいいですよと認められております。ですが、本市は、そういう離島とか僻地ではないので、学校給食センターから搬入してもよいという規定は除外しております。要するに、離島の場合は学校給食センターから搬入してもいいことになっているんですけども、匝瑳市の場合は、そのような規定は削除しておりますので、原則としましては学校給食センターからの搬入はできないということにさせていただきます。

次に、連携施設についてですが、これは保育所等の施設を連携施設とすると



いうものです。連携施設で次の事項の協力を行う連携施設の確保が必要ということで、集団保育の体験、代替保育の提供、卒園後の受け皿、そういった事項がありますから連携施設の確保が必要だということです。例えて言いますと、匝瑳市で家庭的保育をやりたいという人が現れましたら、単独で行うのではなくて連携施設の契約をすることになります。例えば、東保育園さんを連携施設としまして協力を求めるということです。これもほぼ国の基準どおりですけれども、本市は離島等により連携施設の確保が著しく困難な地域ではないため、連携施設確保の例外の規定は削除しております。離島等のため、連携施設を確保することが困難だというような地域ではなく、連携施設の確保は可能な地域なので、この部分については国の基準と違っていています。

代替保育の提供については、家庭的保育事業の保育士が例えば病気等で保育ができない場合に、連携施設の保育士に来ていただいて保育を行うというものです。例えば、保育ママの方が病気等で保育ができないといった場合に、連携をしている東保育園さんの保育士に自宅まで来ていただき、保育をしていただくというのが代替保育です。

嘱託医については、家庭的保育事業、保育ママによる保育であったとしても、規模が小さいからといいましても嘱託医は置かなければならないという国の基準がありまして、市の基準も、やはり嘱託医は置かなければならないという国基準どおりの規定を置かせていただいております。

以降、同じような考え方で、ほぼ国の基準どおりとしております。

現在、匝瑳市には家庭的保育事業等は実施しておりませんが、基準は、平成26年度中に定めておく必要がありますので、今回、提案させていただきました。

#### 【議長】

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いしたいと思います。

#### 【委員】

市内のヤクルトの販売店で、保育室がありますよね。これは事業所内保育事業に当たるのですか。

#### 【事務局】

子ども・子育て支援新制度上で言う事業所内保育事業は、従業員の子どもはもちろん預かりますが、それ以外に地域の子どもも預かる施設ですので、現在、ヤクルトに設置されている保育室は、ここでいう事業所内保育事業には当たらないということです。

**【委員】**

一緒だと思ってしまいますね。

**【事務局】**

また、匝瑳市民病院では院内保育を実施しておりますが、やはり、ここで言う事業所内保育には当たらない施設となります。

**【議長】**

ほか、よろしいでしょうか。それでは、議事（５）その他で事務局のほうでありましたら、お願いします。

**【事務局】**

意見交換等、いろいろありがとうございました。今回、子ども・子育て支援事業計画の策定というのが今年度の子ども・子育て会議のメインになります。今回の会議では、まだ用意ができてないのですが、次回の会議には、子ども・子育て支援事業計画の案を示させていただければと考えております。次回は、それについて、また意見交換を頂ければと考えております。

第3回会議の日程ですが、スケジュールとしましては11月に予定させていただいております。誠に勝手ながら、11月14日の金曜日、午後1時30分からということで提案させていただきたいと思っております。

**【議長】**

では、次回の会議は、11月14日、金曜日、午後1時30分からということで事務局から提案がありましたが、いかがでしょうか。

(委員了解)

**【議長】**

それでは、次回、11月14日金曜日、午後1時30分からということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、時間が大分経過しましたので、以上で議事を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。

**【事務局】**

会長におかれましては、円滑な議事進行を頂きまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第2回子ども・子育て会議を閉会させていただきます。委員の皆様には長時間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。